



適合するかを考慮する必要があること

は、今までもない所であります、職能代表制は必ずしも新憲法の規定に違反するものでないとも考へられますが、國民代表の制度といたしまして、職能代表制がはたして適當なものであるかどうかといふ點につきましては、理論的に多少疑わしい點があるのみならず、職能代表制がよしんば國民代表制として適當なものであるといつましても、現在のわが國におきましては、未だ職能組織の完備したものがないのであります。この不完全な職能組織の上に職能代表制を强行いたしますことは、不適當であるとともに、はたして平等選舉の原則に適合するかどうかにつきましても、なお疑問の餘地が存するのであります。

次ぎに兩院や一定の團體の推薦をする候補者の中から選舉いたします方法は、各部門、各職域の學識経験とともに勝れた人材を選舉し得る點に、長所があるように思われるのですが、あるよう

に、立候補を抑制することと相なります、國民の自由に表明された意思をあくまで尊重しなければならない、いわゆる自由選舉の見地から申して、は

たして妥當であるか否か疑わしいのであります、このように考えて参りますと、參議院議員の組織をいかに定めるかの問題は、國民代表、平等選舉、自由選舉の原則と、參議院の獨立性確保の方針を堅持しながら、その範圍内におきまして、參議院の構成を衆議院とおきまして、參議院議員の選舉における制限連記制はできる限り異質的なものたらしめるためには、いかにすればよいかという主として選舉人の年齢及び選舉區の構成について、衆議院議員の選舉の場合と異なると考へられるのであります、全

國選出議員は、全都道府縣を通じ、全國を一単位として選舉されるのであります。これは地域代表的な考え方をよりいたし方ないという結論に相なるわけであります。以上の考え方に基づいて、參議院議員選舉法におきまして、參議院議員選舉法においては、まず被選舉人の年齢を三十歳と定めます。また被選舉人の年齢を三十歳と定めます。五年を高めることとしたておりま

すが、これは地盤代表的な考え方を全然考慮に入れず、専ら學識経験とともに勝れた、全國的な有名有爲の人材を簡拔することを主眼といたしますと、國選出議員は、全都道府縣を通じ、全國を一単位として選舉されるのであります。これは地域代表的な考え方をよりいたし方ないという結論に相なるわけであります。以上の考え方に基づいて、參議院議員選舉法においては、まず被選舉人の年齢を三十歳と定めます。また被選舉人の年齢を三十歳と定めます。五年を高めることとしたておりま

すが、これは地盤代表的な考え方を全然考慮に入れず、専ら學識経験とともに勝れた、全國的な有名有爲の人材を簡拔することを主眼といたしますと、國選出議員は、全都道府縣を通じ、全國を一単位として選舉されるのであります。これは地域代表的な考え方をよりいたし方ないという結論に相なるわけであります。以上の考え方に基づいて、參議院議員選舉法においては、まず被選舉人の年齢を三十歳と定めます。また被選舉人の年齢を三十歳と定めます。五年を高めることとしたておりま

すが、これは地盤代表的な考え方を全然考慮に入れず、専ら學識経験とともに勝れた、全國的な有名有爲の人材を簡拔することを主眼といたしますと、國選出議員は、全都道府縣を通じ、全國を一単位として選舉されるのであります。これは地域代表的な考え方をよりいたし方ないという結論に相なるわけであります。上の考え方を基づいて、參議院議員選舉法においては、まず被選舉人の年齢を三十歳と定めます。また被選舉人の年齢を三十歳と定めます。五年を高めることとしたておりま

すが、これは地盤代表的な考え方を全然考慮に入れず、専ら學識経験とともに勝れた、全國的な有名有爲の人材を簡拔することを主眼といたしますと、國選出議員は、全都道府縣を通じ、全國を一単位として選舉されるのであります。これは地域代表的な考え方をよりいたし方ないという結論に相なるわけであります。上の考え方を基づいて、參議院議員選舉法においては、まず被選舉人の年齢を三十歳と定めます。また被選舉人の年齢を三十歳と定めます。五年を高めることとしたておりま

すが、これは地盤代表的な考え方を全然考慮に入れず、専ら學識経験とともに勝れた、全國的な有名有爲の人材を簡拔することを主眼といたしますと、國選出議員は、全都道府縣を通じ、全國を一単位として選舉されるのであります。これは地域代表的な考え方をよりいたし方ないという結論に相なるわけであります。上の考え方を基づいて、參議院議員選舉法においては、まず被選舉人の年齢を三十歳と定めます。また被選舉人の年齢を三十歳と定めます。五年を高めることとしたておりま

學につきましては、特例を設けまして、詔書をもつて定める日にこれを行

うことといたしているのであります。  
第四には、參議院議員の選舉の管理  
機關についてであります。が、地方選出  
議員の選舉に關する事務は、都道府縣  
の選舉管理委員會がこれを管理し、全  
國選出議員の選舉に關する事務につき  
ましては、新たに參議院において、そ

の議員の中から選舉する全國選出議員選舉管理委員十人を以て組織する全國選出議員選舉管理委員會を設けて、これが管理に當らしめることといたしてゐるのであります。

ことであります。投票管理者及び開票管理者は、選舉管理委員會制採用の趣旨を貫きまして、選舉事務執行の公正を期するため、さきの地方制度改正の例に準じ、關係選舉管理委員會において、これを選任することと致しますとともに、更に投票立會人及び開票立會人につきましても、公益代表の立場を取り入れまして、選舉管理委員會がこれを選任し、原則として投票の拒否、投票の效力の決定に當らせることとしたのであります。また地方選出議員と全國選出議員の選舉は、別箇に行なう建前としておりますが、選舉事務手續の便宜上、兩者の選舉を同時に合併して行なうこととを認めているのであります。その他一般に投票および開票についての規定は、衆議院議員の選舉の投票および開票の例によることといたします。

第六には、選舉會及び選舉分會についてであります。地方選出議員は都道府縣を選舉區として選舉されるものであり、當選者の最終決定を行なう選舉會

についても、衆議院議員選舉の開票會

三九

繰上補充は同點者の場合を除き、當選承諾期間内に限つてこれを認めるところいたしておるのであります、又全國選出議員の補缺選舉及び再選舉は、特に缺員及び當選人の不足数が、通じて同種の議員總數の四分の一を超えるに至つたときに、初めてこれを行ふものとのいたしまして、煩瑣な手數と莫大

参議院議員の選舉には地方選出議員の

選舉及び全國選出議員の選舉を通じて  
議員候補者の経験等に關する文書の發  
行、次ぎに議員候補者の氏名の掲示、

第三に選舉演説會場の施設の公營を乞うことといたして、があるのであります、

次ぎに衆議院議員選挙法第十二条の特例に関する法律案について御説明申

この法律案の趣旨といたしまする所は、今後およそ一年の間、衆議院議員は、上げます

を始め地方公共團體の長、またはその議會の議員の選舉を行う時は、選舉の都度臨時に選舉人名簿を調製しよ

しまして、選舉直前の一定の時を押さて、選舉権を有する者を漏れなく名録に登録して、國民參政の實を全ういた

しまするとともに、海外引揚者につきましては、特に衆議院議員の選舉人名簿に登録せらるるところに必要な六箇月の

等に負担されるために必要な六箇月の居住期間を必要としないこととした。まして、特別の救済的措置をさらに継

續して行おうとするものであります。法案の内容の主要なる點を以下に御説明申上げます。

第一は臨時名簿の調製についてであります、選舉人名簿の調製についてでは、現在いわゆる定時名簿主義をとります。

まして、毎年一回調製することになりますのであります。これは名簿の工場で期する上には確かに長所があるのですが、他面その名簿は一年間

戸別訪問などに關しましても、なんら

据え置かれます關係上、名簿調製後新たに選舉權行使することができるようになつた者や、いわゆる脱漏者は、次きの年の名簿に登録せられるまで、選舉權行使することができない、

ということになる缺點があるのであります、よつてこの定期名簿制度のもつ缺陷を是正し、選舉權行使の機會を、できるだけ廣範圍に與えるために、カド式の永久名簿制度を只今考案中であります。が、近く府縣知事、市町村長その他の地方公共團體の長、並びに府縣會議員、市區町村會議員、その他地方公共團體の選舉が行はれることになつておりますので、去る十月十日現在で調製いたしました名簿調製後に、新たに二十歳に達した者、或は居住期間の要件を充足した者、またはいわゆる脱漏者等を救濟するために、本人の申請によりまして、臨時にこれらの者を登録する衆議院議員選舉人名簿、または補充選舉人名簿を調製することとしたのであります。

第二に海外引揚者に對する居住期間の要件の撤廢に關することであります、いわゆる海外引揚者につきましては、多くはその住所も安定しがたい状況にありますので、昨年衆議院議員の選舉權につき、一般的に六箇月の居住期間を撤廢した昭和二十年勅令第五百三十七號と同一の特例的措置を、右の衆議院議員の臨時選舉人名簿を調製する際に、海外引揚者に限つてさら繼續することとしたのであります、尤もこの特例的措置は、衆議院議員の

選舉權に限つてこれを認め、地方公共團體の議員の選舉につきましては、地方公共團體が支援團體である特質に鑑みまして、これを認めないことになったことは、選舉權行使の機會を、できるだけ廣範圍に與えるために、カド式の永久名簿制度を只今考案中であります。が復歸した場合における特例措置についてだけ、その效力を存續させることとしておるのであります。

第三に居住期間の六箇月に達しない海外引揚者を登録した衆議院議員選舉人名簿は、六箇月の居住期間を必要とする所の地方公共團體、またはその議會の議員の選舉にそのままこれを用うることができませんから、その名簿のうち、地方議會の議員の選舉權をもつてゐる者に關する部分だけを、衆議院議員選舉人名簿とみなして、それらの選舉に用うることとしたのであります。

第四に、現役または召集中の者に対する選舉權及び被選舉權の缺格條項の整理に關することとります、現在なお兵役法上現役または召集中の取扱いを受けてゐる者があるのですが、軍の解消いたしました今日、これらの者に選舉權、被選舉權を認めない理由がないのみならず、先般の地方制度の改正によりまして、既に地方公共團體の議員の選舉權、及び被選舉權が認められておるのでありますので、附則におきまして特に規定を設けまして、衆議院議員の選舉權及び被選舉權もこの際これを認めるとして、臨時名簿調製の際、これに該當者を登録できるようにいたしましたのであります。

最後に昭和十三年法律第八十四號は、現役または召集中の軍人等が歸還した場合の臨時名簿の調製、及び議員の應召や歸還に伴う臨時措置を規定した戰時立法であります。が、只今提案いたしました法律案の成立に伴いましてその必要がなくなりますので、これを

#### 午前十一時三十三分散會

○大義委員長 本日はこの程度で散會いたしまして、明日午前十時から質疑を始めたいと思います。本日はこれにて散會いたします。